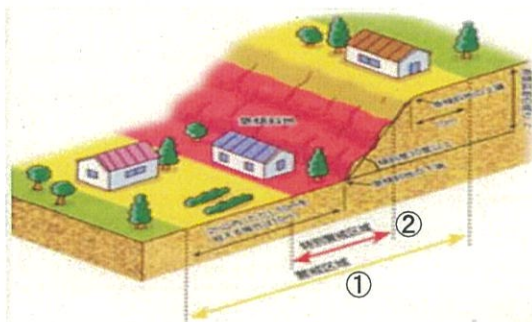


回 覧

土砂災害警戒区域・特別警戒区域の調査を実施します。

島根県では、土砂災害が発生した場合に、住民などの生命または身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域を「土砂災害警戒区域（イエローゾーン①）」・土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン②）として指定しています。

この指定に関しては、おおむね5年ごとに基礎調査をおこない、見直しや新規区域の抽出をおこなうこととしています。基礎調査では、地形や土地利用の状況等を確認し、変化がみとめられた箇所や、高精度な地形情報を用いて抽出した土砂災害が発生するおそれのある箇所などについて、現地を確認し、詳細な調査をおこないます。



平成 19 年

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定完了

平成 22 年

1 巡目調査

平成 30 年

土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の見直し
土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）の指定完了

令和 6 年

2 巡目調査
区域見直し箇所、新規指定箇所の抽出作業

今回

令和 8 年

2 巡目調査
土砂災害警戒区域、土砂災害特別警戒区域の指定

※8月中旬頃から順次、現地調査を行います。
私有地に立ち入る際には
調査会社（株）竹下技術コンサルタントが事前に土地所有者の方へご連絡いたします。



問い合わせ先 島根県出雲県土整備事務所 土木工務第一課

☎0853-30-5641